

令和3年

第5回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和3年5月31日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和3年 第5回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和3年第5回阿賀野市農業委員会総会は、令和3年 5月31日(月) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司	2番 渡 辺 隆	3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子		6番 見尾田 正 行
	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	12番 遠 山 登
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄		9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄	11番 細 山 徹 也	
	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員

5番 皆 川 光 浩
7番 阿 部 萬紀夫
16番 大 堀 哲 男

○推進委員

8番 上 松 浩 二
12番 長谷川 政 男
13番 松 崎 学

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	齋 藤 和 彦
次長	木 村 秀 行
係長	齋 藤 恵
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について

日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について
日程第5	報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第6	報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第7	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第8	議案第2号 事業計画変更の承認申請について
日程第9	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第10	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第11	その他

8 審議の結果は次のとおりである。

議長（小嶋）	<p>定刻となりましたので、ただ今より令和3年5月定例総会を開会いたします。只今の出席委員は、16名です。定足数に達しております。</p> <p>本日の欠席委員は、5番 皆川 委員、7番 阿部 委員、16番 大堀 委員、の3名です。</p> <p>推進委員の欠席は、8番 上松 推進委員、12番 長谷川 推進委員、13番 松崎 推進委員の3名です。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>1番 曾我 委員、17番 小林 委員、18番 相馬 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、議事録署名委員を、1番 曾我 委員、17番 小林 委員、18番 相馬 委員にすることに決定しました。</p> <p>続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。</p> <p>会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	（「異議なし」の声）
議長（小嶋）	<p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。</p> <p>本日の書記は、斎藤 局長、木村 次長、斎藤 係長、山崎 主幹、長谷川 主任であります。</p> <p>それでは、日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約になります。</p> <p>受付番号6番、金屋字次郎丸境（ジロウマルザカイ）、地目は台帳・現況がともに田、地積247㎡です。</p> <p>契約の内容が平成30年3月1日から令和5年3月10日まで、解約事由</p>

が、「借り手の変更」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年4月30日です。

受付番号7番、保田字上ノ瀬（カミノセ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,837㎡、これを含めまして合計2筆で2,011㎡です。

契約の内容が平成29年3月10日から令和4年3月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約年月日が令和3年4月12日、引渡年月日が4月13日です。

続きまして、農地中間管理事業による賃貸借権設定の解約になります。

受付番号8番、月崎字石川（イシカワ）、地目は台帳・現況がともに田、地積439㎡です。

契約の内容が令和3年3月31日から令和9年2月10日まで、解約事由が「契約地誤りのため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和3年4月27日です。

農地中間管理事業により受付番号9番案件も同様です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきを願います。

続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局

（長谷川）

議案書2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。

受付番号3番、転用事業者は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字寄ノ越（ヨリノコシ）、転用面積は19筆で16,518㎡、転用目的は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が令和2年3月19日、阿農委第501039号、完了年月日が令和3年4月10日です。

場所につきましては、3ページ、4ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 上江端集落開発センターの北西側に位置しております。

5ページは更正図です。申請地を太枠で囲って表示しております。

6ページには土地利用計画図を掲載しております。

7ページには全体土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

当該地は25日に現地確認をしてまいりましたが、埋め戻しを行い整地作業も終了し、耕作者に返還され、作付されておりました。

以上で報告第2号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。</p> <p>3番 上松 委員 より、現地確認報告をお願いします。</p>
委員（上松）	<p>3番 上松です。</p> <p>5月25日に現地確認に行っていました。</p> <p>事務局の説明のとおり、作付けも全体に終わっておりまして、完了していることを確認してまいりました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長（小嶋）	<p>ありがとうございました。</p> <p>現地確認報告が終わりました。</p> <p>報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	（「なし」の声）
議長（小嶋）	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>ご承知おきを願います。</p> <p>続きまして、日程第5 報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。</p>
事務局 （長谷川）	<p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。</p> <p>受付番号6番、申請者は記載のとおりです。</p> <p>土地の所在が市野山字野地浦（ヤチウラ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積52㎡、転用目的が駐車場です。</p> <p>許可年月日、許可番号が令和元年7月1日、阿農委第501012号です。</p> <p>完了年月日は、令和元年8月31日です。</p> <p>申請地の確認状況は、4月28日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。</p> <p>申請地は計画どおり駐車場として使用されておりました。</p> <p>場所につきましては、9ページ、10ページの位置図・案内図をご覧ください。</p> <p>水原地区 市野山地内、堀越小学校の北200m程に位置し住宅に囲まれた土地です。</p> <p>11ページには更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。</p> <p>12ページは土地利用計画図を掲載しています。</p> <p>自宅がある既存の敷地では車の台数が増え駐車スペースが不足するため、隣接する当該地を転用し駐車場として使用しているものです。</p> <p>担当委員からも、申請のとおり駐車場として使用されていると確認も取れましたので、地区担当委員と協議の上、5月6日付で申請者宛交付したことを報告いたします。</p> <p>続きまして、13ページをご覧ください。</p> <p>受付番号7番、申請者は記載のとおりです。</p> <p>土地の所在が山寺字家下（イエシタ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積91㎡、転用目的が駐車場です。</p> <p>許可年月日、許可番号が平成23年10月18日、阿農委第523014号で</p>

す。

完了年月日が平成24年9月30日です。

申請地の確認状況は、5月11日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。

申請地は計画どおり駐車場として使用されておりました。

場所につきましては、14ページ、15ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区山寺地内、県道大室・水原線沿いの山寺集会所に隣接する土地です。

16ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

17ページは土地利用計画図を掲載しています。

集会所に駐車スペースがないため、隣接する当該地を転用し集会所の駐車場として使用しているものです。

担当委員からも、申請のとおり駐車場として使用されていると確認も取れましたので、地区担当委員と協議の上、5月12日付で申請者宛交付したことを報告いたします。

以上で報告第3号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

6番案件について、3番 上松 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（上松）

3番 上松です。

4月28日に現地確認に行つてまいりました。

事務局の説明のとおり、現地では砂利が敷かれ駐車場として使用されておりました。

以上、報告を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

現地確認報告が終わりました。

なお、7番案件につきましても、現地調査を実施しておりますが、現地確認委員の16番 大堀 委員が欠席のため、事務局報告のとおりとさせていただきます。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

ご承知おきをお願いします。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局
(斎藤) 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和3年4月28日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等全83件、488筆、464,036.63㎡について、報告します。

議案書は18ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げは省略します。

令和3年6月29日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は、令和3年6月30日、終了及び賃貸借料は各案件固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出 登録者です。

以上、報告を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
ご承知おきを願います。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
(長谷川) 議案書の74ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

所有権移転が6件です。

受付番号2番、沢田字山道(ヤマミチ)、地目は台帳・現況がともに田、地積910㎡、これを含めまして合計5筆で3,108㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で1,240,000円の売買です。

受付番号3番、大室字王ヶ峰(オオガミネ)、地目は台帳・現況がともに畑、地積62㎡、これを含めまして合計4筆で1,030㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、贈与による所有権移転です。

75ページになります。

受付番号4番、六野瀬字宮ノ前(ミヤノマエ)、地目は台帳・現況がともに田、地積1,968㎡、これを含めまして合計3筆で4,234㎡です。

譲受・譲渡理由は「親族より受贈」と「親族への贈与」です。

契約の内容は、共有名義の土地の持分を贈与するものです。

受付番号5番、六野瀬字扇田(オウギタ)、地目は台帳・現況がともに田、地積916㎡です。

譲受・譲渡理由は「親族より受贈」と「親族への贈与」です。
契約の内容は、共有名義の土地の持分を贈与するものです。
受付番号6番、新保字駒込（コマゴメ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積31㎡、これを含めまして合計4筆で709㎡です。
譲受・譲渡理由は「親族より受贈」と「親族への贈与」です。
契約の内容は、共有名義の土地の持分を贈与するものです。

76ページになります。

受付番号7番、上江端字浦田（ウラタ）、地目は台帳・現況がともに田、地積228㎡、これを含めまして合計7筆で4,025㎡です。
譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。
契約の内容は、総額で422,059円の売買です。

相続財産管理人が、家庭裁判所に相続財産管理人の権限外行為許可の申し立てを行って許可を受けたものです。

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、「申請地に小作人がいるかどうか」については、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、「今回取得する全ての農地について耕作されるか」という点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に「権利取得後の農業従事及び効率的な利用」については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

「下限面積」については、全ての案件について要件を満たしております。

また「地域との調和要件」については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

77ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。

受付番号8番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。

土地の所在、保田字逆川(サカサガワ)、地目は台帳・現況がともに田、地籍が353㎡、これを含めまして合計2筆で699㎡です。

当初計画内容は、駐車場・資材置場用地です。

事業計画変更の理由ですが、申請者は当初、車両置場及び資材置場が手狭になった為、既設資材置場に隣接する当該地を駐車場・資材置場用地として使用する為、令和3年3月1日、阿農委第502039号にて転用許可を受けたもので、4月9日に工事も完了し駐車場・資材置場として使用しているところですが、既存の事務所及び倉庫が老朽化し危険になってきたことから、この度、当該地に事務所及び倉庫を建築するため、事業計画変更するものです。

工事期間は令和3年5月31日から令和3年11月30日、資金計画は記載のとおりです。

農地区分につきましては、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域内であり、第3種農地と判断しました。

場所につきましては、78ページ、79ページの位置図・案内図をご覧ください。

国道49号線原町交差点から東へ100m程に位置しており、国道沿いにあります申請者社屋の裏手になります。

80ページには更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

81ページは変更前の土地利用計画図です。既設の資材置場の隣の太枠で囲んだ場所が申請地です。

82ページは変更後の土地利用計画図です。図面中央の×印が付いている事務所・倉庫の代わりに申請地に新しく建築するものです。

83ページは事務所内からでる下水の排水計画図です。生活排水は公共下水道に接続する計画です。

84ページは雨水の排水計画図です。敷地の周囲に排水用ベンチフリュームを設置しています。

85ページに建物平面図を掲載しています。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

9番 菅井 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員(菅井)

9番 菅井です。

この場所は3月に、駐車場、資材置場として許可を得た場所です。

この場所に事務所及び倉庫を建築したいことから、事業計画を変更したいという申請です。

現在、この土地は更地で、隣接する田んぼ側にはU字溝が敷せてあり、雨水が流れ込むようなことは無いと見てまいりました。道路側にも排水U字溝があり、そこに落ちるようになっていました。

生活排水は、公共下水道に繋ぐ予定だそうです。

何ら問題はないと見てまいりました。

以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。
現地確認報告が終わりました。
これから審議に入ります。
議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。
従いまして、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 長谷川 主任、お願いします。

事務局（長谷川） 86ページをご覧ください。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
受付番号8番、賃貸借権設定による一時転用です。
譲受・譲渡人は記載のとおりです。
土地の所在が七島字羽手場（ハテバ）、地目は台帳・現況がともに田、地積が565㎡の内216㎡です。
転用目的は仮設工事事務所用地で、資金計画は記載のとおりです。
利用期間が令和3年7月1日から令和4年1月31日まで、農地区分は農用地区域内で原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。
転用事由は、旧小里川排水路工事に係る現場事務所として使用するものです。
場所につきましては、87ページ、88ページの位置図・案内図をご覧ください。
県道主要地方道新潟・安田線沿いの前山集落と箸木免集落の間に位置しています。
89ページの更正図では斜線で申請地を表示しております。
90ページには土地利用計画図を添付しております。
申請地には敷き鉄板を敷き現場事務所と道具小屋、仮設トイレを設置し、残りのスペースは駐車場として利用します。
雨水は鉄板で調整し、道路沿いにある側溝を利用し排水します。
91ページは現場事務所の平面図・立面図を掲載しております。

92ページになります。
受付番号9番、所有権移転による永久転用です。
譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が岡山町、地目は台帳・現況がともに畑、地積が330㎡、これを含めまして合計2筆で359㎡です。

転用目的は駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年8月1日から令和3年8月31日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域「第一種住居地域」に定められており第3種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は会社事務所の駐車スペースが不足しているため、事務所の隣地である当該地を購入して露天駐車場として利用するものです。

場所については、93ページ、94ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区岡山町地内、阿賀野市役所から西へ300m程の位置にあり、住宅や工場に囲まれた土地です。

95ページは、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

96ページに土地利用計画図、排水計画図を掲載しました。砕石敷きの駐車場で、雨水は道路側溝に流れるような勾配をつける計画です。

97ページをご覧ください。

受付番号10番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が草水字内河原（ウチガワラ）、地目は台帳・現況がともに畑、地積253㎡です。

転用目的は石材置場拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年6月10日から令和3年7月20日まで、農地区分につきましては、当該地が草水集落内の住宅が連たんしている区域内にあり第3種農地と判断しました。

転用事由は、申請者は、墓石灯籠製造販売等を行う会社で、申請地の隣接地を作業場を含めて、令和2年10月に購入しましたが、石材置場がまだ不足しているため当該地を購入し一体利用する計画です。

場所につきましては、98ページ、99ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区草水地内、国道49号線沿いの申請者が所有する宅地に隣接する農地であります。

100ページの更正図には申請地を塗りつぶして表示しております。

101ページは土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。既に所有する作業所の敷地を拡張するもので、雨水は隣接する川に流す計画です。

102ページになります。

受付番号11番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下山屋字塚田（ツカダ）、地目は台帳・現況がともに田、地積1,079㎡、これを含めまして合計5筆で8,723㎡です。

転用目的は枝豆集出荷選別施設及び乾燥調製施設建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和3年7月1日から令和4年8月31日まで、農地区分につきましては、申請地は農振農用地区域内農地ですが農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において「農業用施設用地」として用途区分が行われている土地で、転用目的が農業用施設の建設であるため、許可可能であります。

転用事由は、水稻を基幹作物とした農業経営から枝豆への経営転換及び複合営農推進による農業所得確保を図るため、枝豆集出荷選別施設を建設し枝豆の生産・販売拡大を目指すとともに、乾燥調製施設を建設し管内の大多数を占める中小規模農家の機械設備投資を抑制し、乾燥調製コスト及び労力の軽減を図るもの

です。

当該地周辺は笹神地区の中心に位置し、施設利用者の利便性が高い場所であり、集落と距離があり粉塵・騒音被害を与える影響が少ないことや、幹線排水路に面していることから排水面でも優位であり、前面道路は幅員が広い広域農道で集出荷の利便性が高く、又、周辺地域に乾燥調製施設がないことから建設位置として選定したものです。

場所につきましては、103ページ、104ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区下山屋地内、下山屋と下一分集落の間の広域農道沿いの農地であります。

105ページの更正図には申請地を太枠で囲んで表示しております。

106ページは土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。

枝豆集出荷選別施設と乾燥調製施設を建設し、籾殻集積場を設けます。

雨水は、図のように敷地内にU字側溝を設置し、油水分離槽を通した上で幹線排水路（下山屋排水路）に放流します。図面で見ると右上と左上2箇所から流す計画です。

乾燥調製施設内のトイレ、流し等は合併浄化槽になります。

107ページ、108ページは側溝等の構造物の図面です。

109ページから111ページは、枝豆集出荷選別施設の平面図、立面図です。

112ページから114ページは、乾燥調製施設の平面図、立面図です。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

8番案件、10番案件について、13番 松田 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（松田）

13番 松田です。

それでは私から、二つの案件について現地確認報告をいたします。

受付番号8番であります。現在、旧小里川の改修工事を行っております。

上流部は安田町、下流部は駒林川を通りまして新井郷川に落ちているということで、阿賀野市にとっては大事な基幹排水路でございます。

駒林川から安野川の下を通しまして前山までは国営で、前山から中潟までは県営事業で、その上流部については福田までですが、土地改良が単独で行うことになっておりまして、その第11期工事となります。

この場所につきましては、第10期工事の際に他の業者が一度借りまして、この場所を許可した経緯があります。

この場所を同じく使うということで、何ら問題ないものでありますので、皆様にご報告いたします。

続きまして、受付番号10番であります。

これにつきましては、草水地内でございます。101ページを見ていただきたいと思いますが、その排水計画図を見ていただきますと、このような状況でございます。

申請地につきましては畑になっており、現施設と隣接しておりまして、そこより一段低くなっておりました。ここを埋め立てながら、既存の用地と同じ業務をするということでございます。

排水につきましては、隣に草水地域では大事な藤戸川が流れておりますが、ここに自然に排水されるものであり、問題ないと見てまいりましたので、よろしくをお願いします。

議長（小嶋） ありがとうございました。
 続きまして、9番案件について、3番 上松 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（上松） 3番 上松です。
 現地確認に行っていました。
 申請地は95ページの更正図にありますとおり、変則的な形で道路に面しているところ以外は全て建物と今回の譲受人の駐車場があり、また、畑としては、しばらくの間、使われていないような状態でした。
 排水も、そのまま道路側溝に流すような状態で利用されるそうです。
 何ら問題ないものと見てまいりました。
 以上です。

議長（小嶋） ありがとうございました。
 続きまして、11番案件について、9番 菅井 委員 より、現地確認報告をお願いします。

委員（菅井） 9番 菅井です。
 11番案件についてご説明します。
 場所はたんぼ群の中にあります。農業用施設用地は許可が可能とのことで、申請が出ています。
 園芸作物の枝豆の集出荷場及び米の乾燥施設を作るということです。
 雨水はU字溝を通じて、裏側の排水路に流れます。他は、合併層で対処するそうです。
 地区の人たちが使用する施設を作るということで、何ら問題はないと見てまいりました。
 以上です。

議長（小嶋） ありがとうございました。
 現地確認報告が終わりました。
 これから審議に入りますが、11案件の譲受人は、「ささかみ農業協同組合」であり、4番 本間 委員並びに本日欠席の7番 阿部 委員が関係者となっております。
 農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、退室をお願いします、該当する案件から先に審議したいと思います、これにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議がないようですので、そのようにいたします。
 それでは、はじめに11案件を審議いたしますので、4番 本間委員の退室をお願いいたします。

— 4番 本間 委員 退室 —

4番 本間 委員が退室されましたので、11番案件について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。11番案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
従いまして、11番について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
4番 本間 委員の入室をお願いいたします。

— 4番 本間 委員 入室 —

4番 本間 委員が着席されましたので、続けます。
次に、今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。
従いまして、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
これで、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、全て原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 斎藤 係長 —

続きまして、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 斎藤 係長、お願いします。

事務局 (斎藤) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明申し上げます。
では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。
今月の受付状況は、所有権移転1件、4筆、2,995.00㎡、農地中間管理権設定、18件、241筆、179,604.19㎡となります。

最初に所有権移転の案件です。

115ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人の読み上げは、省略させていただきます。なお、譲受人は、認定農業者です。

それでは、左より、受付番号、土地の所在地、台帳現況地目、地積、内容順に申し上げます。

1番、大室字新山、台帳現況とも田、2,437㎡、これを含め、合計4筆 2,995㎡を、10a当たり700,000円で売買するものです。

続きまして、中間管理権設定の案件です。

116ページをご覧ください。

初めに、案件の期間については、令和3年6月11日から令和13年11月10日、又は、令和3年6月11日から令和9年2月10日の設定となっておりますので、期間の読み上げは省略させていただきます。

それでは、116ページ、1番、女堂字水上、台帳現況とも田、429㎡、これを含め合計16筆、10,090.22㎡を、10a当たり13,500円、0円で設定するものです。

117ページ、2番、下条字下田、台帳現況とも田、977㎡、1筆を、10a当たり23,000円で設定するものです。

3番、小河原字西川原、台帳現況とも田、945㎡、これを含め合計10筆、8,453㎡を、10a当たり0円で設定するものです。

119ページ、4番、下里字鉄道上、台帳現況とも田、690㎡、これを含め合計4筆、2,778㎡を、10a当たり0円で設定するものです。

5番、下里字居向、台帳現況とも田、365㎡、これを含め合計10筆、6,952㎡を、10a当たり23,900円で設定するものです。

120ページ、6番、下里字鉄道上、台帳現況とも田、544㎡、これを含め合計13筆、7,502㎡を、10a当たり0円で設定するものです。

122ページ、7番、猫山字通田、台帳現況とも田、1,011㎡、これを含め合計39筆、17,078.36㎡を、10a当たり0円で設定するものです。

126ページ、8番、下里字儘ノ上、台帳現況とも田、489㎡、これを含め合計8筆、6,967㎡を、10a当たり0円で設定するものです。

127ページ、9番、新座下、台帳現況とも田、1,530㎡、これを含め合計31筆、22,139㎡を、10a当たり24,000円で設定するものです。

130ページ、10番、次郎丸字片田、台帳現況とも田、1,032㎡、これを含め合計6筆、6,107㎡を、10a当たり20,000円で設定するものです。

131ページ、11番、前山字深田、台帳現況とも田、431㎡、これを含め合計22筆、21,517㎡を、10a当たり23,900円、0円で設定するものです。

133ページ、12番、前山字深田、台帳現況とも田、1,583㎡、これを含め合計21筆、15,327.61㎡を、10a当たり23,900円、0円

で設定するものです。

136ページ、13番、七島字樋場、台帳現況とも田、1,010㎡、これを含め合計4筆、2,930㎡を、10a当たり23,000円で設定するものです。

14番、関屋字上田、台帳現況とも田、505㎡、これを含め合計17筆、14,204㎡を、10a当たり20,500円で設定するものです。

138ページ、15番、畑江、台帳現況とも田、1,123㎡、これを含め合計6筆、5,836㎡を10a当たり14,000円で設定するものです。

139ページ、16番、川前字諏訪、台帳現況とも田、990㎡、これを含め合計5筆、2,897㎡を、10a当たり23,900円、46,200円で設定するものです。

17番、里字大坪、台帳現況とも田、1,527㎡、これを含め合計10筆、5,491㎡を、10a当たり23,000円、0円で設定するものです。

140ページ、18番、飯山新字上谷内、台帳現況とも田、1,954㎡、これを含め合計18筆、22,358㎡を、10a当たり24,000円、20,000円で設定するものです。

以上ですが、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するもの」であること。

「利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる」こと。

「農作業に、常時従事すると認められる」こと。

利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である「地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる」こと。

利用権を設定する土地について、「関係権利者全ての同意が得られている」ことの各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、許可相当と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

－ 15番 柳 委員 質問 －

はい、柳 委員どうぞ。

委員（柳）

15番 柳です。

先月の本会議においても、菅井委員が質問されましたが、賃貸借料金が少し高いのではないかという。

139ページの16番案件ですね。契約内容を見ますと、少し高いと思いますが、説明をお願いします。

議長（小嶋）

斎藤係長

事務局
（斎藤）

ご質問にお答えします。

この件につきましては、親戚関係で元から総額14,000円で貸借をしておりました。

この度、お互い合意の上、その金額を維持して、10aあたりにしますとこの金額になるものです。

以上です。

－ 15番 柳 委員 質問 －

議長（小嶋）

柳 委員どうぞ。

委員（柳）

面積が3畝だから、この金額になるのですね。

議長（小嶋）

斎藤係長

事務局
（斎藤）

割り返すとその金額になるものです。

よろしく願いいたします。

議長（小嶋）

他にご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。

従いまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第11 その他について、事務局よりお願いします。

事務局

特にございませぬ。

議長（小嶋）

事務局からは特にないようですが、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

特にないようですので、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

— 14時30分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年 5月31日

議事録署名委員 1番 ⑩

議事録署名委員 17番 ⑩

議事録署名委員 18番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩